

広報

# あち

10月

2007 OCTOBER No.186



あち子どもスポーツまつり

## 主な内容

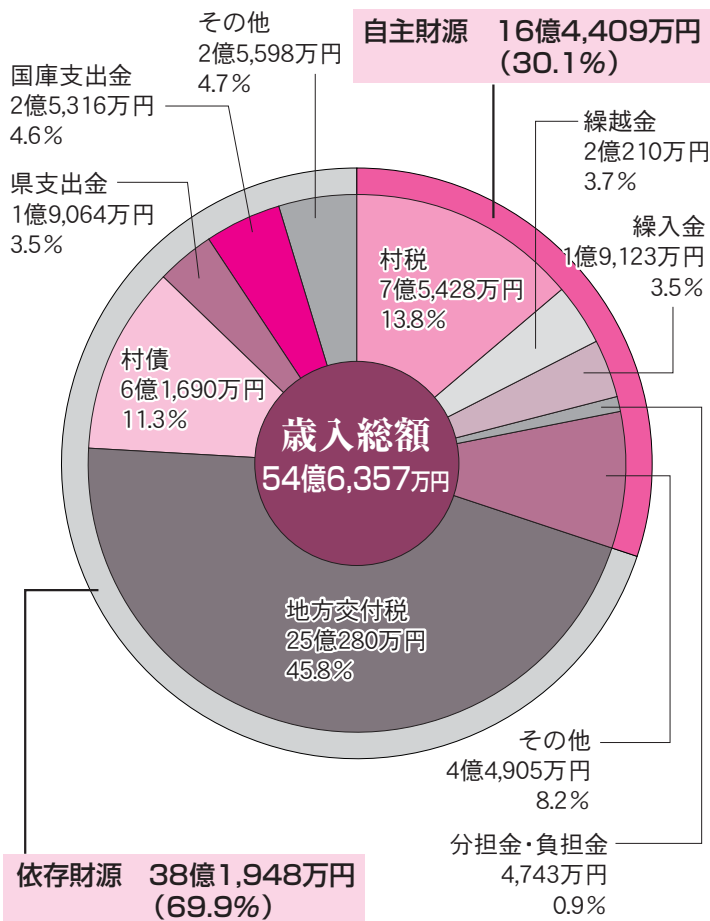
平成18年度決算の概要について	2 P
第5次総合計画の策定に向けて	6 P
あいさつ運動標語コンクール 結果	9 P
保健師さんのつぶやき	13P
阿智高だより	14P

## あち子どもスポーツまつり

10月14日(日)に、(第2小学校)において、あち子どもスポーツまつりが、村内の小学生と清内路村の小学生合わせて88人と大阪体育大学の学生16人を交えて行われました。

キンボールやキックベースなどを行い、子供たちは大喜びでした。

# 平成18年度 決算概要



9月議会定例会において、平成18年度の一般会計及び各特別会計の決算が認定されました。一般会計の決算額は、歳入が54億6,357万円(2.3%増)、歳出は52億3,579万円(1.9%増)、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億1,441万円の黒字、実質単年度収支も1億5,310万円の黒字となりました。

合併後の新阿智村として初めての通年決算となりましたが、経常経費を中心として行財政改革等の成果があがった決算となりました。

歳入では、普通交付税が、全国で5.7%減となる中、当村では合併算定替えもあり、1.3%減に留まりました。また、特別交付税はほぼ倍となり、地方交付税全体では、5.6%増となりました。

歳出では、合併に伴い特別職、議員の減少、退職者不補充により、人件費が6,472万円の減(8.1%減)、物件費は合併関連の委託料の減等により、8,818万円の減(14.6%減)と大きく減額することが出来ました。一方、公債費は2億1,256万円の繰上償還を行った影響で、11億6,029万円(6.8%増)、普通建設事業費は、情報化事業が終了したこと等により、2億5,809万円の減(26.2%減)となりました。

## 一般会計決算(歳入)

(単位:万円)

項目	18年度歳入額	増減額	
自主財源	村税	7億5,428	1,075
	繰越金	2億0,210	▲9,154
	繰入金	1億9,123	1億2,233
	分担金・負担金	4,743	70
	その他	4億4,905	490
	計	16億4,409	4,714
依存財源	地方交付税	25億0,280	1億3,354
	村債	6億1,690	▲1億7,500
	県支出金	1億9,064	▲2,239
	国庫支出金	2億5,316	1億2,321
	その他	2億5,598	1,892
	計	38億1,948	7,828
合計	54億6,357	1億2,542	

## 特別会計の歳入歳出決算

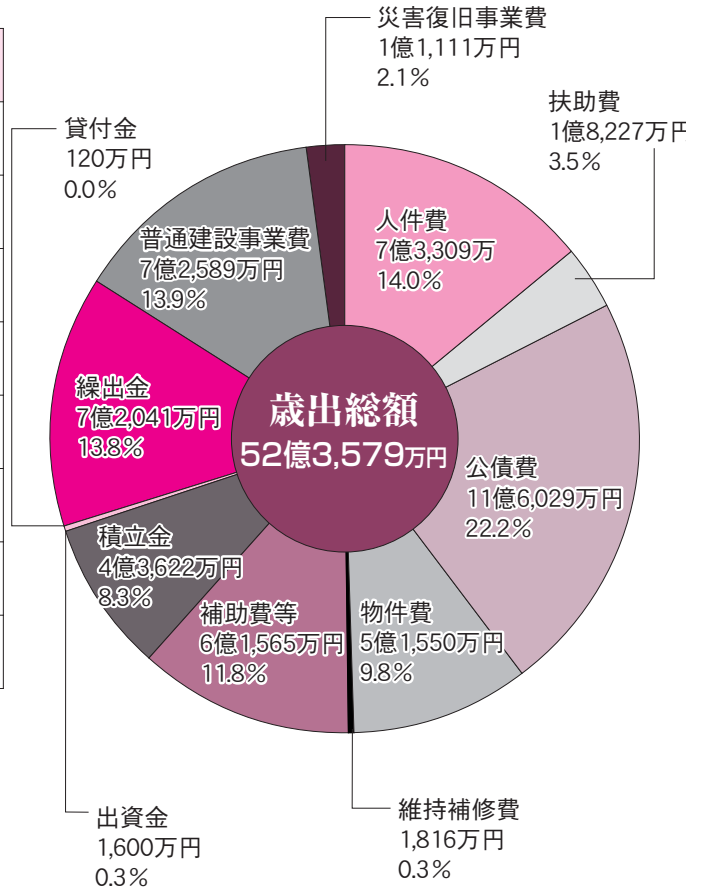
(単位:万円)

会計	歳入	歳出	差引額
国保事業(事業勘定)	5億2,480	4億9,221	3,259
国保事業(直診勘定)	7,133	6,920	213
老人保健医療	7億1,225	7億1,165	60
村営水道事業	2億4,837	2億4,389	448
温泉事業	1億8,182	1億2,390	5,792
下水道事業	3億9,669	3億8,943	726
農業集落排水事業	8,682	8,577	105
介護保険	5億6,622	5億6,022	600

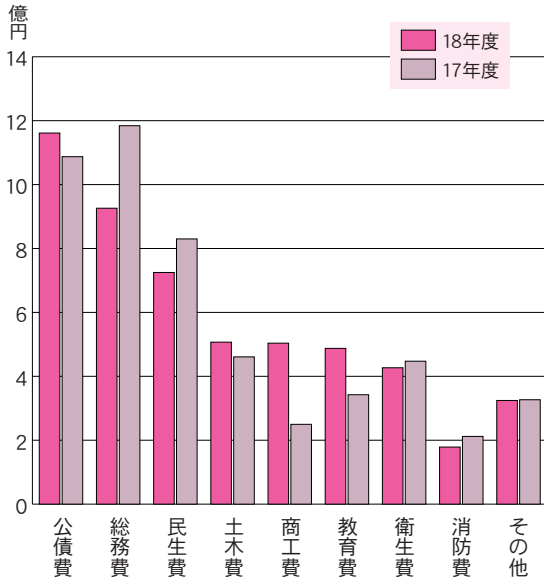
会計別の基金・村債残高

(単位：万円)

会計区分	基金残高(貯金)	村債残高(借金)
一般会計	30億5,543	62億3,862
国民健康保険会計	1億4,965	4,083
水道事業会計	1億5,693	13億9,681
温泉事業会計	4,379	
下水道事業会計	3億2,322	26億9,180
農業集落排水事業	221	5億3,048
介護保険会計	903	
合計	37億4,026	108億9,854



一般会計決算 (歳出・目的別)



一般会計決算 (歳出・性質別)

(単位：万円)

項目		18年度歳出額	増減額
経常的経費	人件費	7億3,309	▲ 6,447
	うち職員等の給与	4億9,740	▲ 1,106
	扶助費	1億8,227	1,029
	公債費	11億6,029	7,385
	小計	20億7,565	1,967
	物件費	5億1,550	▲ 8,818
	維持補修費	1,816	▲ 1,027
	補助費等	6億1,565	▲ 3,361
計	32億2,496	▲ 1億1,239	
積立金	4億3,622	2億2,212	
出資金	1,600	1,600	
貸出金	120	78	
緑出金	7億2,041	1億5,767	
投資的経費	普通建設事業費	7億2,589	▲ 2億5,809
	災害復旧事業費	1億1,111	7,365
	計	8億3,700	▲ 1億8,444
合計	52億3,579	9,974	

今後の取り組み

今後、阿智中学校の改築工事、デジタル化に伴う防災無線の改修等、多額の財源を必要とする事業が計画されています。これからの村税、地方交付税の収入確保も厳しい状況にあります。今後も、出来る限りの歳入確保と、経費の削減に努め、全体の財政状況を判断しながら、財政運営を図っていく必要があります。

# 平成18年度決算

## 主な事業

### 産業振興

- 昼神まちづくり事業支援金（一、三〇〇万円）
- 昼神まちづくり交付金植栽事業（六〇〇万円）
- 治部坂別荘内道路改修事業（九九一万円）
- 産業振興補助金（三、七七七万円）
- エリアサポート出資金（一、六〇〇万円）
- 誘客特別対策事業（一、〇〇〇万円）

### 子育て支援・若者定住対策等

- 阿智第一小学校耐震、改修工事（一七、三二七万円）
- 分譲住宅地造成工事（中関下）（一、四九一万円）
- 定住促進住宅建設工事（浪合）（三、一一九万円）

○ 若者定住促進住宅新增改築等支援金（二、〇四三万円）

若者が村へ定住するための支援として、新築十二件、用地取得五件、増改築六件、空き屋取得一件に助成を行いました。

○ 村営住宅水洗化工事（古料、丈六原、備中原団地）（二、〇八八万円）

### 自治会・住民の自主的活動への支援

○ 自治会活動支援金（七八二万円）

### 健康づくり

- 水中運動教室（九三七万円）
- プール運営補助金（一、六〇〇万円）
- 介護予防、生活支援事業（一、三八一万円）
- 障害者等共同作業訓練事業（七九六万円）

### 農林業

- 振興作物栽培者支援事業（一、六五五万円）
- 中山間地域直接支払事業（一、四二〇万円）

### 生活環境整備

○ 木製ガードレール設置工事（昼神）（一、六二八万円）

○ 村道改良舗装工事（三、五五〇万円）

改良工事（園原地区二カ所）  
舗装工事（濃間地区一カ所）

○ 中山間地域総合整備事業（一、三八一万円）

○ 水道配水管布設工事（九七八万円）  
○ 合併浄化槽設置補助（二、四〇二万円）

○ 下水道事業（七、三〇〇万円）

丸山、備中原、中関下、馬場地区の下水道管の布設を行いました。

## 数字でみる財政事情

	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率
	自前の財政指数	自由に使えない資金	借金返済金の割合
	1に近いほど余裕	70~80%が適正	18%以下が望ましい
阿智村18年度	0.246	78.9%	16.0%
阿智村17年度	0.237	82.6	14.9
下伊那平均(H17)	0.217	78.9	16.5
長野県平均(H17)	0.393	82.1	16.4
県内町村平均(H17)	0.337	81.5	17.0

### 【財政力指数】

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど、財源に余裕がある。

### 【経常収支比率】

財政構造の弾力性を示す数値。使い道が自由な経常一般財源から毎年必ず支払う経常経費に充てられる割合をいう。比率が低い方が自由に使える資金が多い。

### 【実質公債費比率】

昨年度から導入された新しい財政指標。普通会計だけでなく、いままで対象となっていなかった公営企業会計（水道、下水道等）の公債費を含めた額が、標準財政規模（税＋交付税＋臨時財政対策債）に占める割合。この数字が高いほど、公債費の割合が高く、財政を圧迫していることとなります。この数字が25%を超えると、一部の起債が認められず、自主的な財政運営が制限されます。

平成20年4月1日から

—より安心・充実した医療を受けられるように—

# 医療保険制度が一部改正されます

## 国民健康保険制度の改正

皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度の安定した運営をするために、医療保険制度が改正されます。主な改正点は次のとおりです。

- ◆乳幼児について三歳未満まで二割の自己負担割合でしたが、義務教育就学前（六歳に達する日以降の最初の三月三十一日）までに拡大します。
- ◆今まで七十歳以上の方と老人医療で医療を受ける方が療養病床に入院した時に「食事・居住費」を自己負担していましたが、六十五歳以上の方も負担します。
- ◆七十歳以上七十五歳未満の方の自己負担割合は一割負担でしたが、二割負担となります。また、医療費が高額になった時の自己負担限

度額（一般）が引き上げられます。（外来個人一、〇〇〇円から二、六〇〇円）

- ◆世帯全員が六十五歳以上七十五歳未満の世帯の保険税が原則として世帯主の年金から天引きになります。ただし、年金額が十八万円未満の場合や、介護保険料とあわせて額が年金額の二分の一を超える場合は実施されません。
- ◆今まで退職者医療制度の対象年齢は七十五歳未満の方とその被扶養者の方でしたが、六十五歳未満の方とその被扶養者となります。
- ◆四十歳から七十四歳までの方の特定健診が始まります（義務化）。また、その結果に基づいて適切な健康づくりを支援する特定保健指導もあわせて始まります。検診を受けて生活習慣病を予防しましょう。

## 後期高齢者医療制度のしくみ

今までの老人保健医療に変わり、七十五歳以上の高齢者を対象に新たな高齢者の独立した医療制度が創設されます。

### ●運営主体は広域連合が担当

長野県内すべての市町村が加入する

「長野県後期高齢者医療広域連合」が、保険料の決定や、医療を受けたときの給付などを行います。市町村は保険料の徴収、申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの「窓口業務」を担当します。

### ●対象となる方

広域連合の区域内である市町村にお住まいの七十五歳以上の方、及び六十五歳以上で一定程度以上の障害がある旨の認定を受けた方。

### ●対象となるとき

七十五歳になったとき（誕生日当日から）、七十五歳以上の方が、区域内の市町村に転入してきたとき、および六十五歳以上の方で一定程度以上の障害がある旨の認定を受けたとき等に資格を得ることになります。

### ●必要な手続き

制度の変更に伴って、特に手続き

の必要はありません。ただし、転入・転出や転居といった住民票に異動があるとき、或いは保険証を紛失したとき等は、今までどおり役場窓口で手続きをして頂きます。

### ●患者負担金

医療機関窓口では、今までどおりの負担で変更ありません。

### ●全員が保険料を負担

医療制度の対象となる方全員に「保険料」を負担していただくようになります。ご家族の方の扶養になっていた方などは、直接的には保険料を支払う必要はありませんでしたが、加入すると同時に、自身で保険料を負担していただくこととなります。

### ●保険料は総費用の1割

保険料は、総費用（総医療費から患者負担金を引いた額）の1割部分です。それぞれの方の所得などに応じて決められます。この保険料は原則として年金から「天引き」されます。所得などの状況に応じて軽減措置があります。

### ●保険証

今までは「保険証」と「老人保健受給者証」の両方を見せていましたが、この制度では「保険証」のみの提示で受診できます。

# 「私の家族の将来像」の調査結果

(要約)

## ア 家族構成

(単位：世帯)

	現在		5年後		10年後	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一人暮らし世帯	126	10.5	121	10.1	119	10.0
2人世帯	253	21.2	248	20.8	242	20.3
3人以上世帯	817	68.4	826	69.1	806	67.4

○全体的に、世帯数の緩やかな減少傾向が見られます。類型別の構成比は、ほぼ同率となっています。

## イ 阿智村での居住

(単位：世帯)

	5年後	10年後
村内に住んでいる	1,061	888
現在の部落内	1,010	842
現在の部落外	10	8
わからない	41	38
村内に住んでいない	16	23
わからない	96	200

○「現在の部落」に居住予定の世帯が減少するとともに、「わからない」とした世帯が増加しています。

## ウ 後継者

(単位：世帯)

	5年後	10年後
後継者がいる	703	585
後継者はいない	169	148
わからない	280	333

○「後継者がいる」世帯が減少するとともに、「わからない」とした世帯が増加しています。

## エ 世帯員数の増減

(単位：世帯)

	5年後		10年後	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
増加している	165	13.8	184	15.4
減少している	157	13.2	210	17.6
変化なし	842	70.5	648	54.2

○世帯員が増加する世帯も増加していますが、減少する世帯がそれを上回っています。

# 第5次総合計画の策定に向けて

## 「持続可能な村づくり」のために

### はじめに

現在、阿智村では、阿智村第五次総合計画（以下「第五次計画」といいます。）の策定を計画しています。

この「第五次計画」では、「住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な村づくり」を基本理念に、①子育て支援・若者定住②健康づくり③産業振興④環境の四つを重点施策として、計画の策定を進めてまいります。

では、改めて「持続可能な村」とは何かと言いますと、村を構成している全ての「集落」が、これからもずっと元気に存続していくこととなります。

そこで、村では、村内五十四集落の全てが、今後、どのような方向に向かうのかを分析するため、それぞれのご家族（世帯）の将来像について、村内一六六〇世帯を対象にアンケート形式で実施し、一、一九五世帯（回答率72%）から回答を得ました。



## オ 農業

(単位：世帯)

	5年後	10年後
農業を営んでいる	673	608
拡大している	23	20
縮小している	267	308
変化なし	379	280
無回答	4	0
農業を営んでいない	401	387

○「農業を営んでいる」世帯は約1割減少し、且つ、「縮小している」世帯は増加しています。

## カ 土地の所有

(単位：世帯)

	5年後	10年後
土地を所有している(したい)	703	585
土地を譲渡している(したい)	169	148
土地は所有していない	280	333

○「土地を所有している(したい)」という世帯は、約1割減少しています。

## キ 今後の阿智村での暮らし

(単位：世帯)

	世帯数	構成比
今後も住み続けたい	853	71.4
一人暮らし世帯(10年後)	62	7.3
2人世帯(10年後)	150	17.6
3人世帯(10年後)	630	73.9
住みたいが、住めない	59	4.9
住みたくない	32	2.7

○全回答者の約7割に当たる世帯が、「今後も阿智村に住み続けたい」という希望を持っています。

※無回答があるため、数値及び構成比の合計は、必ずしも一致しません。

## 調査結果から

### ◎集落の傾向を探ります

調査結果を基に、その集落が、今後も「存続する」のか、又は「存続できない」傾向にあるのかを探ります。

「限界集落」という言葉をご存知でしょうか。文字通り、集落が存続できない状態になったことを指します。

どのような状態かといえば、六十五歳以上の人口が50%を超え、高齢者の一人暮らし世帯が多くなることで、集落のお祭りや道普請などの共同活動が出来なくなり、農業の廃業による耕作放棄地などの荒廃が進み、やがては、集落そのものが消滅する方向に向かってしまう状態をいいます。

### ◎限界集落の何が問題なのか

「限界集落」になると、様々な問題が発生します。

集落内での共同活動が出来なくなることはもちろんのこと、耕作放棄地の管理が行き届かなくなれば、周

辺の里山も含めて荒廃が進みます。

里山の荒廃が進めば、有害鳥獣の被害拡大や産業廃棄物の不法投棄、保水力の無くなった沢では土砂災害の発生が起りやすくなるなど、下流域を含めた広範囲にわたり想像以上に大きな問題が発生します。

そして何より、「住んでいてよかった」という誇りも無くなっていくのです。

### ◎「集落懇談会」を開催しています

集落懇談会では、調査結果をお示しすると共に、皆さんから現状を伺うことにより、集落ごとの課題を浮かび上げらせ、今後、どのような施策が必要になるかを探っております。頂いたご意見は、第五次計画において制度化を図るなど、「持続可能な村づくり」のために反映させたいと考えています。



教育委員の

改選について

教育委員の塚田紀昭さんが、九月三十日で任期満了となり、九月定例議会において承認を受け、引き続き教育委員として任命されました。

なお、十月三日の臨時教育委員会において、委員長に塚田紀昭さん、委員長代理に宮嶋加津子さんが選任されました。



塚田紀昭さん

●塚田紀昭さん 経歴

- ・長野県立高校校長
- ・県教育委員会教学指導課、

高校教育課主幹指導主事

- ・村教育委員会教育長職務代理者



宮嶋加津子さん

●宮嶋加津子さん 経歴

- ・村教育委員会委員

男女共同参画を考える  
「男女共の会」へ  
参加してみませんか？

阿智村の男女共同参画の推進を図るため、より多くの皆様からのご提案を頂き、共に進める場として、本年五月三十一日に「男女共の会」を発足させました。

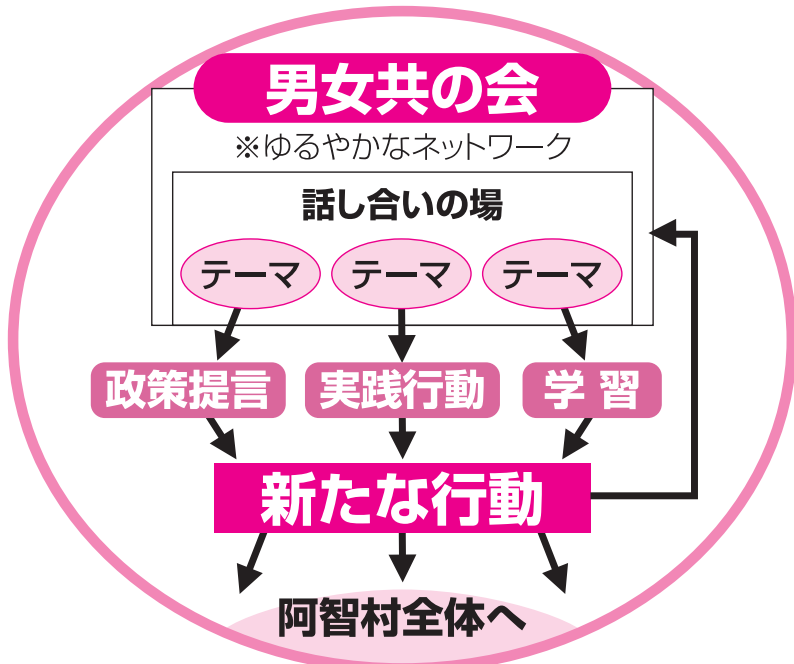
この会は、誰でも参加が可能な「ゆるやかなネットワーク」を基本としており、メンバー（参加者）が主役となるよう、和やかな意見交換を通じ、男女共同参画について理解を周囲に広げる活動を行っています。また、様々な活動に取り組みたい方方を「頑張っている人紹介」として、メンバーの皆さんが活動事例を発表しています。

今までに、お父さんによる絵本読み聞かせグループ「あっちパパ's」の活動や、個人の活動など、とても楽しい雰囲気の中で紹介して頂きました。

この会へは、誰でも自由に参加でき、また、退会することも自由です。毎回、午後七時三十分から、阿智村中央公民館会議室で行っています。

❖「男女共の会」活動方針❖

「割れない風船」のように＝  
阿智村の男女共同参画



興味のある方は、ぜひ、ご参加ください。

●今後の活動

「地域への参画の推進」をメインテーマに取り組みます。

11月7日 第6回意見交換

11月下旬 第1回先進的取り組み訪問 (村内浪合予定)

12月初旬 第7回意見交換

12月中旬 第2回先進的取り組み訪問 (松本市予定)

1月中旬 第3回先進的取り組み訪問 (須坂市予定)

1月中旬 「男女共同参画基礎講座」の実施

※長野県男女共同参画推進本部下伊那那地方部（下伊那那地方事務所）と共催して実施します。

2月中旬 第8回意見交換

3月下旬 年度末総会

3月下旬 年度末総会

お問い合わせ

中央公民館 ☎四三一一〇六一



## あいさつ運動 標語コンクール 入賞作品決まる

阿智村子ども会育成連絡会が主催して行った「第十六回あいさつ運動標語コンクール」(信濃毎日新聞社・阿智村教育委員会後援)の入賞作品が決定しました。

コンクールは各学校単位で教職員や地元の育成会が三つずつを選出し、その中から育成連絡会が最優秀賞優秀賞を選出。最優秀作品五点はあいさつ標語ポスターにして各戸に配布するほか学校や公民館などに貼ります。また、今年度は初めて高校生以上を対象とした一般の部を設けました。応募作品十四点の中から最優秀賞一点を選出し、十一月一日から始まるあいさつ運動週間の標語として使用する予定です。

受賞作品は次のとおり(敬称略)

### ■最優秀賞

あいさつで

感謝の気持ち 伝えよう

(阿智第一小学校六年)

宮崎 智弘

あいさつは

だれもができる 思いやり

(阿智第二小学校六年)

原 彩夏

「おはよう」の

むこうに見える あなたの笑顔

(阿智第三小学校六年)

井原 南

あいさつは

笑顔がふえる プレゼント

(浪合小学校六年)

紀岡 姫乃

あいさつで

笑顔の花咲く すてきな

(阿智中学校二年)

井原 恵理

### ■優秀賞

塚田 貴之

今村 悠保

園原 旭晃

小笠原菜江

石原 徹也

原 愛咲

福井亜賀司

塚本奈奈世

長谷川莉奈

加藤木磊也

(阿智第一小学校一年)

(同三年)

(阿智第二小学校一年)

(同三年)

(阿智第三小学校六年)

(同一年)

(浪合小学校六年)

(同六年)

(阿智中学校一年)

(同三年)

【一般の部】

### ■最優秀賞

「おだいじに」

やさしさあふれる 隣組

(栄町 井原とみえ)

### 「おだいじに」

### やさしさあふれる 隣組

### あいさつ運動週間について

阿智村子ども会育成連絡会では、明るい家庭づくりや豊かな人間関係を築き、地域力の向上をめざして、あいさつ運動を実施しています。

十一月の「全国青少年健全育成強調月間」に合わせ、今年度は初めてあいさつ運動週間を設けました。期間は十一月一日から七日までです。

あいさつは、心の通う家庭作りや地域の人たちのつながりをつくる原点であり、人と人とのコミュニケーションをつくる第一歩です。明るい家庭や社会を目指して、この機会に、あいさつを心がけてみませんか。



## 保険証が 更新されました

### 更新されました

十月一日より国民健康保険の保険証が、一般の方は藤色に、退職者方は黄色に変更されています。一部を除き既に郵送してありますので、今までお使いの保険証と差し替え頂き、記載事項に誤りがないか確認しましょう。なお、古い保険証は間違いを防ぐために各ご家庭で破棄していただきますようお願いいたします。

学生の方や、遠隔地勤務等の理由により保険証を希望されます方は、早めに届出いただきますようお願いいたします。

なお、医療機関を受診の際は、必ず新しい保険証を窓口で提示して受診して下さい。

**担当者から  
お願いです**

お医者さんにかかるときや薬局で薬を処方して頂く際、一カ月に一回は必ず保険証の提示をしましょう。また、老人保健法の該当の方は、医療受給者証の提示もお願いします。

## 若年の麻しん(はしか) 感染を防ぐため、 予防接種を実施します

### ★予防接種対象者

◎以下の①～④の全てに該当する方が対象となります。

①阿智村に住民票(保護者)のある方  
②平成元年四月二日～

平成二年四月一日生まれの方

③保護者の同意が得られる方

(予診票の保護者同意欄に署名が必要)

④予防接種を希望する方

(予診票の本人同意欄に署名が必要)

### ★実施方法

◎各高等学校等において集団接種するか、飯伊の予防接種実施医療機関で接種。

◎該当される保護者の方は郵送しました通知をご覧ください。

◎不明な点は保健センター(四五―二三三〇)へ相談下さい。

### 労働者が一人でも

事業主は加入義務があります

## 十月は労働保険 適用促進月間です

厚生労働省では、毎年十月を「労働保険適用促進月間」と定め、労働保険

の周知加入促進活動を行っています。

労働保険とは、「雇用保険と労災保険(労働者災害補償保険)の総称であり、農林水産の事業の一部を除いて、労働者を一人でも雇用している場合は、必ず加入しなければならぬ国の保険制度です。

しかし、事業主が制度を十分認識していないこと等により、零細事業を中心として未手続事業場が存在しています。

労働保険の未手続事業の適用促進については、制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、「労働保険適用指導員」が個別訪問するなど、従来にも増して厳しい加入指導を行っているところです。

個別訪問等による再三の保険加入指導によっても自主的に成立手続をとらない事業主に対しては、職権の行使による「強制加入」の措置がとられます。

また、労災保険の成立手続を行っていない期間に労災事故が起こった場合は、労災保険給付額の一〇〇%又は四〇%が事業主から徴収されることとなります。

労働保険は、従業員が失業した場合の生活の安定を図る失業給付や、業務上や通勤途上の災害に対する必要な給付を行うなどの制度です。

加入されていない場合は早急に手続きしていただきますようお願いいたします。

### ●労働保険加入にかかる

#### お問い合わせ先

八口ワーク飯田雇用保険課適用係

TEL 二四―八六〇九

FAX 二二―八六〇九

飯田労働基準監督署第二課労災係

TEL 二二―二六三五

FAX 二二―〇二九三

## 知っていますか?

### 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制

度です。

●加入できる事業主

建設業を営む方

●対象となる労働者

建設業の現場で働く人

●掛金 日額 三二〇円

### ★特長

◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。

ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

### ★アドレス

<http://www.kentai-kyo.taisyokkin.go.jp/>

★詳しいことは、もよりの建退共長

野支部へお問い合わせ下さい。

TEL 〇二六―二八―七二〇〇

# 雇用保険法が変わります！

～雇用保険被保険者のみなさまへ～

## 1 雇用保険の受給資格要件が変わります 平成19年10月1日以降に離職した方が対象

これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者、高年齢継続被保険者／高年齢短時間被保険者）がなくなり、雇用保険の基本手当の受給要件が一本化されます。

【旧】

- ・短時間労働者以外の一般被保険者  
⇒離職前1年間に  
14日以上勤務した月が6月
- ・短時間被保険者  
(週所定労働時間20～30時間)  
⇒離職前2年間に  
11日以上勤務した月が12月

(注) 詳しい条件等は公共職業安定所  
(ハローワーク)にお問い合わせください。

【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、離職前2年間に11日以上勤務した月が12月の被保険者期間が必要。

※ 倒産・解雇等により離職された方は、離職前1年間に11日以上勤務した月が6月の被保険者期間が必要。(注)

## 2 育児休業給付の給付率が50%に引き上げられます

平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象  
給付率が休業前賃金の40%から50%に引き上げられます。

【旧】

休業期間中 30%  
+  
職場復帰後6か月 10%

【新】

休業期間中 30%  
+  
職場復帰後6か月 20%

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます  
(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用)

## 3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象

本来の受給要件は、「3年以上」の被保険者期間が必要ですが、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和されます。

また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額が一本化されます。

【旧】

被保険者期間3年以上5年未満  
⇒20% (上限10万円)  
被保険者期間5年以上  
⇒40% (上限20万円)

【新】

被保険者期間3年以上  
⇒20% (上限10万円)  
(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

☆詳しくは、飯田公共職業安定所(TEL0265-24-8609 雇用保険課)へお尋ねください。

また、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html>)でもご覧になれます。

## 長野県最低賃金 改正のおしらせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、平成十九年十月二十一日から時間額六六九円になりました。

なお、平成十九年十月二十日まで  
は時間額六五五円となります。

お問い合わせ先は

飯田労働基準監督署

TEL 二二―二六三五

## 飯田技術専門学校 平成20年度 訓練生募集案内

### ●自動車整備科（修学期間二年）

【募集定員】 十名程度

【応募資格】 平成二十年三月高校

卒業見込みの者、高校卒業者又

は同等以上の者（高等学校卒業

程度認定試験合格者）

### ●木造建築科（修学期間一年）

【募集定員】 十名程度

【応募資格】 平成二十年三月高校

卒業見込みの者、高校卒業者又

は同等以上の者（高等学校卒業

者以上の年齢であれば応募可能）

### ●提出書類

①入校願（指定様式）

②平成二十年三月高校卒業見込み

の者は、調査書、その他の者は  
高校卒業証明書等  
③宛名を記入した返信用官製はが  
き

### ●選考方法

○職業適性検査 ○面接

○学科試験（国語Ⅰ・数学Ⅰ）

### ●入学審査料

長野県収入証紙 二、二〇〇円

### ●募集期間

平成十九年十月二十九日（月）～

十一月十二日（月）

### ●選考日

平成十九年十一月二十六日（月）

### ●合格発表

平成十九年十二月四日（火）

※一 募集人員は、定員二十名から

推薦合格者を差し引いた人数と

なります。

※二 定員に達しない場合は、募集

期間を過ぎても募集することが

あります。

※三 入校願（指定様式）は、当校

又は公共職業安定所にあります。

なお入校願等が必要な方は、返

信用封筒へ一四〇円切手を貼付

して請求してください。

詳しくは、飯田技術専門学校までお

問い合わせください。「担当：金田」

〒三九五―〇八二三

飯田市松尾明七五〇八一三

TEL 二二―一〇六七

FAX 二二―四〇一五

## 国税電子申告・納税システム「e-Tax」のご案内

飯田税務署  
(TEL0265-22-1165)

国税庁では、電子政府の一員として納税者利便の更なる向上を図るべく、国税の申告、納税及び申請・届出等の手続がインターネットを利用して行える「国税電子申告・納税システム「e-Tax」」の普及に努めております。

平成19年分から個人の方は、電子申告により所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合に所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）控除（平成19年分又は平成20年分のいずれか1回）できるようになるほか、医療費の領収証や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるようになります。お早めに手続をしていただき、来年の確定申告の際には「e-Tax」を是非ご利用ください。

### 「e-Tax」をご利用いただくための④つのステップ



全ての手続が  
オンラインで  
らくらく

①

お住まいの市町村等で電子証明書の取得。  
※お手続から発行までに数日かかることがあります。

②

開始届出書を税務署に提出してください。  
※インターネットを利用したオンライン提出ができます。

③

税務署から利用者識別番号及び暗証番号の記載された通知書等が送付されます。

④

e-Taxソフトをインストールし、暗証番号の変更及び電子証明書等の登録を通知書に記載された期限までに行ってください

もっと詳しい情報は  
e-Taxホームページへ

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

© e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。

# 介護保険の状況からみえる健康

18年度に初めて介護保険を申請された方は63名おりました。どういことが原因で申請が出されるかを見ると認知症、脳血管疾患、骨折や筋力低下の順になります。

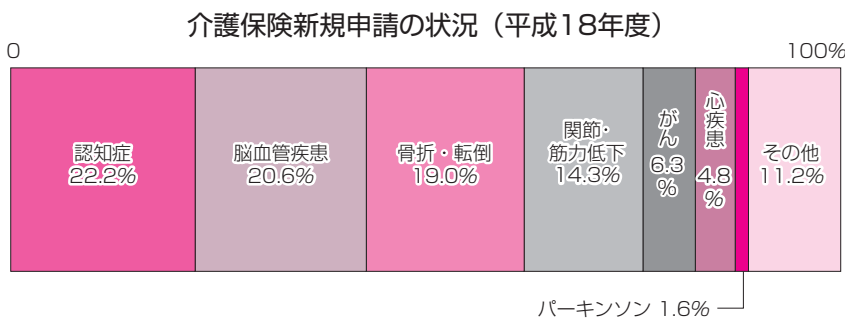
認知症になるのは、家族、特に連れ合いが亡くなったこと、自分や家族の病気がきっかけになっていことが分かりました。

脳血管疾患になる原因としては、血圧が高いこと、糖尿病があることがあげられます。新規に脳卒中が原因で申請された方の3割は糖尿病のある方でした。

このため、脳卒中を予防していくには血圧だけではなく血糖（血液中の糖）の値を正常にしておくことが大切になります。

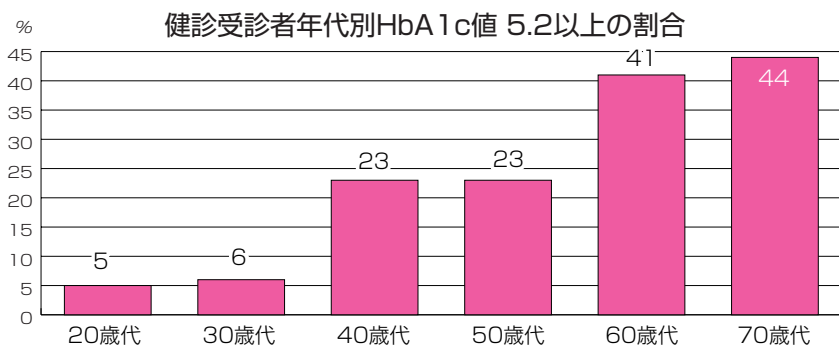
今年の健診結果から血糖の値をみると、HbA1cの値が高く（5.2以上）注意が必要な方が148名（全体の28%）おりました。

血糖の値が高くなったということは、すい臓の働きが弱



くなった状態です。この値では自覚症状はありませんが、要注意だった方は糖尿病や脳卒中にならないために改善に向けた努力をしてください。

また、40〜74歳の方は積極的に健診を受けてください。（HbA1cとは、飲食に



より変わる血糖値とは異なり過去1〜2ヶ月の血糖の値を示すものです）食事と平行してこまめに動くことで筋力低下も予防できます。

積極的に楽しみを見つけて元気に暮らしましょう。

## 阿智村 自立生活支援センター

これまでの在宅介護支援センターの機能を充実させ、「自立生活支援センター」を役場に設置しました。高齢者、障害者の皆さんを対象に、現在の地域での生活を継続していただけるよう、総合相談窓口として、ご相談に応じます。

また、ご自宅や各地域へも訪問してお話しをお聞きます。まずは、お気軽にお電話ください。

### 【連絡先】

阿智村 自立生活支援センター

電話 45-11140

（24時間対応）



## ● ● 保 健 計 画 ● ●

月 日	事 業	月 日	事 業
10月26日	ポリオ予防接種	12月18日	4・7ヶ月健診
10月30日	4・7ヶ月健診	12月19日	10ヶ月健診
10月31日	10ヶ月健診	12月21日	1歳6ヶ月児健診
11月 7日	ひよっこ健診	毎週金曜日	リハビリ教室
11月 8日	3歳児眼科健診	毎週水・木・金曜日	水中運動教室（基礎教室）
11月27日	4・7ヶ月健診	毎週月・木・金曜日	水中運動教室（目的別教室）
11月30日	2歳児健診		

# 阿智高だより

vol.15

阿智村の皆さん、こんにちは。朝夕めっきり寒くなり、紅葉が待ち遠しい季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

2学期も半ばにさしかかり、3学年はそれぞれの進路実現に向けて、就職試験や大学受験シーズンを迎え、1. 2年生は勉強・部活動の両立に励み、充実した学生生活を送っています。

今回の阿智高だよりでは、8月～10月に行われた行事等を紹介します。

## 阿智祭（7月28日）



## 中学生体験学習（8月1日）

中学3年生を対象とした、中学生体験入学を実施いたしました。体験授業(国語・世界史・理科・英語・書道・簿記)、高校生との懇談会、部活動見学(体験入部)を行いました。



## 強歩大会（10月5日）

強歩大会は天候にも恵まれ、無事終わることができました。本年度はコースを変更し、阿智高校から折り返し地点の極楽峠パノラマパークをめざし、阿智高校へと戻る全28kmの厳しいコースに全校生徒が挑みました。完走した生徒たちを待っていたのは、PTAの方々が用意してくれた温かい豚汁でした。PTAの皆さんご協力ありがとうございました。

## 学校評議員会・阿智高校協力会総会（8月6日）



### 10月～12月の予定

10月	修学旅行(2学年)	12月	保護者懇談会
11月	クラスマッチ		2学期終業式
	2学期期末テスト		
	阿智・浪合中学校との交流会		

# Photo report [フォト・リポート]

## いつまでもお元気に



敬老の日にあわせて平成19年度中に88歳、90歳以上になられる皆さんに、村長、民生委員がそれぞれのご家庭を訪問し、敬老祝券などを贈り長寿を祝福しました。

今年度は88歳の方が36人、90歳以上の方が127人で、そのうち100歳以上の方が4人おられます。(9月1日現在)

写真は今年6月に100歳になられた高坂潔さんです。

## ふくまるくんで公共料金も



あちポイントカード加盟店会で発行しているポイントカード(ふくまるくん)のポイントで、村の公共料金(税金、証明料等)の支払いが、10月15日(月)より利用できるようになりました。

ポイントカードでの、公共料金の支払いは県下初となります。

## 2011年7月24日までにアナログ放送は終了します。

それ以降、アナログテレビについてはデジタルチューナーなどを取り付けなければ視聴できなくなります。

くわしくは、お近くの電気店まで、お早めにおたずねください。

### 地上デジタルチューナー搭載機器ロゴマーク

地上デジタル放送に対応しているかどうかを見分けるには、このマークを目印にしてください。



地上デジタル放送に関する誤った情報や、不十分な情報に基づいて関連商品・サービス売りつける悪質商法にご注意ください。

地デジに関するお問い合わせは、  
総務省地上デジタルテレビジョン  
放送受信相談センター

**0570-07-0101**

(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

I P電話等、上記番号でつながらない方は03-4334-1111で、お受けいたしております。

総務省/(社)地上デジタル放送推進協会(D-P A) <http://www.d-pa.org/>

# 納めましょう!国民年金

年 金太郎



## あぜみち

本年も敬老の催しが各自治会ごとに行われています。今日まで御苦労された高齢者のみなさまのお幸せを願うものです。

それにしても、来年から計画されている、後期高齢者医療保険制度は、大きな問題です。今まで保険料を納める必要のなかった高齢者全員から保険料を徴収するというものです。介護保険で保険料の徴収をお願いしていますが、これに医療保険料が加わります。

国の財政難があるとはいえ、高齢者への住民税の課税等、安心の老後ということが遠のいている現実も困ったものです。参議院選挙の結果を受け、政府与党においても修正を考えているようですが、根本的な改善を望みたいものです。

現在、それぞれの集落を考える懇談会を開いていただいております。国からの交付金を、いかに公平に有効に配分するかという時代は終わりを告げられました。これからは自からの力で住み良い地域をつくっていくことが求められています。みなさんから提出いただいたアンケートの結果では、大半のみなさんが「この村に、今住んでいるところに住み続けていく」と回答されています。住んでいるところ（部落）がどうしたら住みやすいところになるか、住み続けられる条件はなにかを話し合い、村がしなくてはならないことを村計画に入れさせていくため、話し合いを持っていただいています。是非、自分達でできることを探すことも含めて、積極的に進めていただくことをお願いします。

(一)